憲教類典

三〇、三

卯
合66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

二ノ十二 小普請組

卯
115
1

東京圖書館
門 類 函 架 號 冊
外 一 一五

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛文四甲辰年五月

一　小普請役四番ニ相勤候ハ
ヾ　家督相続ニ
　　令同役ニ
　　自身ニ
　　病弊ニ
　　為ニ
一　自殺孫ハ
　　当時病弊

二ノ十二 小普請組

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

中御[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年

元禄二己巳年

一 来年年ヶ小普請人[illegible]

[illegible]

銀[illegible]

請[illegible]

一 小普請[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 百俵[illegible]

[illegible]

[illegible]

右[illegible]記[illegible]年

[illegible]稼二年[illegible]出[illegible]

[illegible]

[illegible]

以[illegible]稼二[illegible]

元稼二年年六月

一 小[illegible]出[illegible]別[illegible]

金[illegible]

金[illegible]

金[illegible]

右[illegible]

百俵[illegible]百俵[illegible]

内 [illegible]月三分一
二月三分二

金[illegible]

金[illegible]

金[illegible]

右[illegible]

百[illegible]

金[illegible]

金[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

但

一ヶ月七百五十文宛
一ヶ月五百文宛
一ヶ月弐百五十文宛
一ヶ月百文宛

百俵以上

冬三分一　秋
冬三分二　冬
秋八百三百十二百　四金納

案文七百三百俵
冬十二百十二百
案文十月三百俵

四金納

年中

納金三百弐拾五両程　張紙三拾五枚
秋金百九拾両程
冬金弐百十八両程

当年作方調之上相渡

元禄三庚午年六月

定書

一 小豆代金例年通り方ニ金七
両宛包銀ニ成り申候ニ付七月
三日ニ一ヶ月ニ三分二匁宛ニ
納し申候ニ付立役人ハ勝手ニ
元方ニ金銭ニ納申
但年寄ハ帳面ニ
米小豆代金ハ
納し申候

小豆代金ハ米方ニ七拾匁宛
宛ニ成り申候

一 小豆代ハ通り成ニ成り
申候式ハ年ニ四度ニ
小豆代金ハ
但年寄ハ帳面ニ
年ニ五度ニ納申
月ニ小豆代金ハ
納し申候

一 父御年ニ成り申候ニ付父ハ

議式ニ付テハ小菅清兵衛ヲ面会ニ出ス事ト
小菅清兵衛ヲ出ス事ト

以上

文禄三庚午年六月

文禄三庚午年年六月

小菅清兵衛立ル事

一　小菅清兵衛例年ノ如ク方ヲ売渡ス
包帯ヲ為ス包ヲ渡ス七月三分一ヲ

三分二ヲ五ツ宛ニ分ケ組ノ数ヲ立シ
組ノ人ハ方ヲ売ル花ヲ取納但帯
ヲ分ケ三分ノ一ヲ方ニ付テ二ツ宛立ル事

一　小菅清兵衛ヲ呼ビ議式ニ出ル事
無ニ付テ議式ニ出ル事ハ小菅清兵
ハ小菅清兵衛ヲ出シテ分知ハ出シテ
為日ヲ俱分知ハ出ル為ニ
ヲ言フ事ハ小菅清兵衛ハ父ニ
死ス日ヲ父ニ分ケ無一日刻ヲ

必ず居る後生ずる所の行日は式に
依れば父隠居死去し翌日より
約束となる者一約束となる者
後生ずる地方の切米は翌日渡し
事

附父行日死去隠居の式行日に
依れば死亡翌日より後生ず刻より
八ヶ年

一父小言請組子の内年公儀勤仕父

隠居又は死去子に譲式に依れば行日
月を隠居死去し日を分月刻
を小言請ずる地方の切米
を其子に与へ日数組父の切米
請来る者の表に隠居
仕り初めて小言請ずる日刻を後
四ヶ年

一父子共に小言請組を新乃切米に
立来父隠居死去して譲式を下

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

以下年年に小言請金を子供に
月割し積立て置の積り式なら
仮令小月分子に張り立て父死去
隠居に月を父に分張積立置間
月々父に小言請金割立隠居式ら
仮令小月に月を以て子に張り後
金を割し子

一

父子共小言請組合家内取扱
七月十日西に小言請金お組し

以後父お果相日子に式ら　仮令小
言請金を父子お組合子に
十一月小言請金を立仕置以後十日
十二月子も小言請に組合後金を盛
申月を立て立て年々毎切相面に地し
相る十二月立仕置以後子立分盛
年々取立立共共盛金に相面に子に八
申

一

実子養子共式ら　仮令上に小言請

金子を拾ひ　仰付らるる時書面にて
伺申

一　父分子分限相続又は言て父死去
し跡に残り　仰付られ年分
し父に小普請金貸出し又小普請
金出し子分に貸置いて子孫地
方取米に因て家を傾け
知り合に金貸掛り年切
米を求む場合

一　拾人扶持に拾俵を積りたるへし
古扶持方に准ず申
小普請金貸し勘定に相限り何分と
用し何百分の拾と
小普請組分出来又出来人分
小普請組に入る者年賦小普請金
貸出し入る者年目より
返金滞し入る者年目より

附行日書陪に八日とも五月
五年中し月数三分の二を七月に
三分の二を十月に納得七月後八分
十月一分の如し後生出と上寺御寺
出と出生七月三分一し後生出
後出生出と知らず五月刻積
この五月又十月分後生出し
上に出生出と知らず五年
新領に五出知又出知米出

小普請に入れ八月分納行月入
五年に恵米分納於しい小普請
金納この如し米分年小普請
金四米分五し七月分納行
行月に七月十月南度小普請金五
し七月後納米請出十月分
この如し年

五出に作出月に積小普請
金五し五出に聖月分

一

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

不及但役金四分ノ後証式漬いて下為
下金事

一 知行四切米米ノ内持方ヲ以テ関目ヲ
用ヒ八斗宛事

一 小普請金四ツ米ヲ面々ニ因何ニ
当分御用ニ 仰付ル事勿論ノ事
ニ小普請金ヲ拝借ス扶方ヘ遣ス因
ニ上ル納事

一 拝米ニ四切米ニ付面々ニ三ツ半ヲ八
ニ借ス事ニ小普請金ヲ四ツ事
附紙ニ金ニ高ニ応ジ日勤ヲ高ニ
応ジ役人ニ
一 面々ニ米納ヲ金ニ紙ニ立ニ役人ニ
包ム金四金ヲ上ル納ヲ事
大老ヲ以ニ金ヲ高ニ上ル事
以上

午十月

寶永元甲申年六月十日

御當所ニ而ハ人ハ家ニ而病氣ニ成ル者ハ
八百ヶ年ハ如ニ而ハ礼日ハ又無之
仕ル者ハ百姓ハ 御公用ニ成ル者ハ
ニ而ハ仕ル事ハ有ル者ハ古ル
因法ニ文三ツ石ハ成ル者ハ
御不仕ル者ハ年ハ八歩ハ
成ル者ハ

六月十日

享保元丙申年七月

一 悪人数七百四十四人 男女共ニ 松平伊豆守殿
一 悪人数六百六十六人 男女共ニ 大久保加賀守殿
一 悪人数六百九十四人 男女共ニ 大久保淡路守殿
一 悪人数七百四十三人 男女共ニ 松平和泉守殿
小豆島悪人数四千八百四十五人 男女

四万五千人

中七月

享保元丙申七月

晦

松平伊豆守組小笠原人数　六百五拾人

大久保肥前守組小笠原人数　六百三拾三人

大久保淡路守組小笠原人数　六百五拾人

朽木周防守組小笠原人数　六百四拾四人

中川伊勢守組小笠原人数　六百五拾人

太子組熱合三千百八拾四人

太子組中午未酉年分小笠原役金高書

付明日中ニ出シ申ス

申七月十日

右享保元丙申七月十日ニ

仰付ル中ニ出シ申ス

松平伊豆守組小笠原役金高

元徳四年
一 金四百九拾四匁三分銀壱貫五百五拾五
日本壱
一 金四百八拾四匁壱分銀壱貫百九匁宗
大久保彦左衛門殿組同断
日四年
一 金三百八拾四匁九拾九匁七分
日本壱
一 金三百八拾九匁壱銀八拾四拾九匁
大久保彦左衛門殿組同断
日四年
一 金四百四拾九匁弐分銀壱貫弐拾五匁ト
日本壱
一 金四百弐拾三匁壱銀壱貫三百五拾二匁ト
打木和多屋組同断
日四年
一 金四百三百五拾壱匁弐分銀壱貫八拾五匁九ト
日本壱
一 金四百四拾八匁九匁弐分銀壱貫百弐拾五匁ト
日本壱
一 金四百八拾九匁壱分銀壱貫百五拾壱匁
於会 金百三百四百四拾九匁銀百八貫三百八拾五匁六ト
申七月
四百四拾五

方ニ付ハ書面ニ
付ハ書付ニテ不及見届
書付ニ連印ハ可致旨
〃

享保元申年七月

一 組中人数並ニ可申渡旨書付ニ
写出ス
惣人数 七百四拾六人

一 武拾六万七百四拾五人
内訳 九百拾人 内訳ハ外ニ
享保元申年七月世話役
一 方ニ付ハ書付ニテ不及見届
方ニ付書付致連印
通シニ不致候

嘉保三丙戌年七月

法印中出ル中出ル中出ル法人ハ長吏出家方ニ
面ニ別ニ五十三ヶ月ニ限リ赤斑十三日
ニ付一百日ハ病氣保養ニ付五百日
長吏ニ付如ハ病氣ニ而ハ宜敷
ニ相ニ而ハ宜敷ハ赤斑ハ
出家ハ出家方ハ
三ヶ月ニ外ニ六ヶ月ハ保養ニ出ル
赤斑ハ相ニ付ハ
出家ハ出家ハ相

元文三戊午年十月　松平伊豆守殿
一　出家ハ勿論ニ高年者ハ婦人ニ出奔
致シ候ハ者ハ中立ニ成ル者ハ
雲ニ成ル者ハ上ニ仕ル　多限不意
滅ル所ハ一所ニ新敷ハ
無年寄ニ成ル者ハ

不時に作る改易ら行作能文無
小言語解る者少し言葉不正の者
とても多張の者無く人言減少の義
弓し言葉又は文行義他法也お
響中中に古く国不及中国の
うち支配中に知世しこの文
条の命を語打し支配に中国を拒て
云心得た
年十時

天明八申年八月　松平越中守殿江御渡
小言語解る者は人口四人国人
書出る義も古文人口四人量人物
無無者無る者人も理書中
口拒て語後人書と量沙
無者お時口義言上口尋
方有者て支配者へき者
人扱お言言義所面て
解も年八言殺しも実生い恩ケ良

技術ニモ如何ナル種類ノ事業ニ
対シテモ必要ナル事業ニ関スル所業ノ
事ニ会入シ心ヲ用ヒ精密ノ
ニ方ヲ求メ事ヲ為シ遂ニ
人為ノ極ニ至ル事ハ
ナリ 所謂見以下世ニ言フ
者ヲ生ス事ハ
行下ノ事ハ
言フ者ハ
ニ言フ者ハ

世ニ言フ学ヲ生ス事ハ種々ノ事業ニ
路塞ヲ以テ
文部ノ芸術ハ
如ク必ス
世用ニ
ノ特人物動ク
為量ヲ
事上ニ
ノ一歩ニ

支配し長谷川氏等の前
にあり古所支配の御切し来一の所なる
ことは只今迄人才不乏理屈人柄豪
多出来り拙世話の方敬
天明四甲年十二月松平越中守殿沼津城主
被成 御免兼古米蓄ふ為廻る小普
請入り面々金百両宛拝領書出
及台帳保存の年年表へとも

小普請入り 御免
蓄年来々年数表立書人名物
人柄不言藝術技出結仕り
特別義務書出
尤年譜の書出

寛政元年四月松平越中守殿沼津城主小普請組
組頭 何書も用御格式古年日情学
文武に乃表密に格別に心掛る者を

上下格式無之場所書上候名寄
帳のごとく方格別し格書調之
可申哉也毛書式不容易事
常人例し書出候義難成
比況実方雅之者書しをし用
人書上候事別表格別し
語意委敷調之候出来難し
之書出候り格別し席もら
作件一統表厚感服致程奉存
以上如件書出候義ニ付
ら様此時後表流格別を中程
学之者ニ為方格之事也
日後一統中談論之表中
中ハ格ニ掛ル
以後 御免許之儀不取敢ニ白山書籍に
入候面之事百姓出候ハ表出来
及旨享保五年 御書出来
付立間之上調入候

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

二ノ十三 御納戸
二ノ十四 御抱席
二ノ十五 坊主

卯
115
1

東京圖書館
門 類 函 架 號 冊
外 一 二五

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

朱書

四納戸ニ新古書籍類

補入ニ致シ

享保八年卯年三月十五日

大久保佐渡守殿四渡辺

元方四納戸所ニ

当年より堂雲請ニ

付御用色不沙汰ニ代付記ニ書

東京都立中央図書館蔵書

購求・昭和

ニノナニ
ニノ十四
ニノ十五
御納戸
御抱席
坊主

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

令達之掛書所依之趣
御之事件而後利之男方へ
為知之
　　西月

享保八癸卯年五月廿六日
　大久保佐渡守殿
　　　

御用之事
事仕不申候依仕言葉無之
左之以後不申候為証
仕言葉無之候為後日
平
五月

二十四

御抱席

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』請求記号 卯-1

ガラス使用

本陣詰之輩ハ其外ニ
宿ハ不致ハ
宿ハ不致ハ
宿ハ不致ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

享保十六年[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

九月

享保元年乙卯年九月十日　[illegible]

今度伊勢[illegible]人[illegible]

[illegible]仰[illegible]趣[illegible]

[illegible]以下[illegible]

[illegible]者[illegible]人[illegible]

[illegible]

九月

[illegible]

元文元丙辰年

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天喜四年[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

二尾四尊寺記
四摂地玉葉寺
四中百
四尊院
四掃除
古博士
楠理様
古徳院様
大蔵院様

歳寺院様
御四代
御四代
古博士御代
平家
四抱
但寺博士
古抱
古抱
寺
四抱
寺
四抱
寺
四

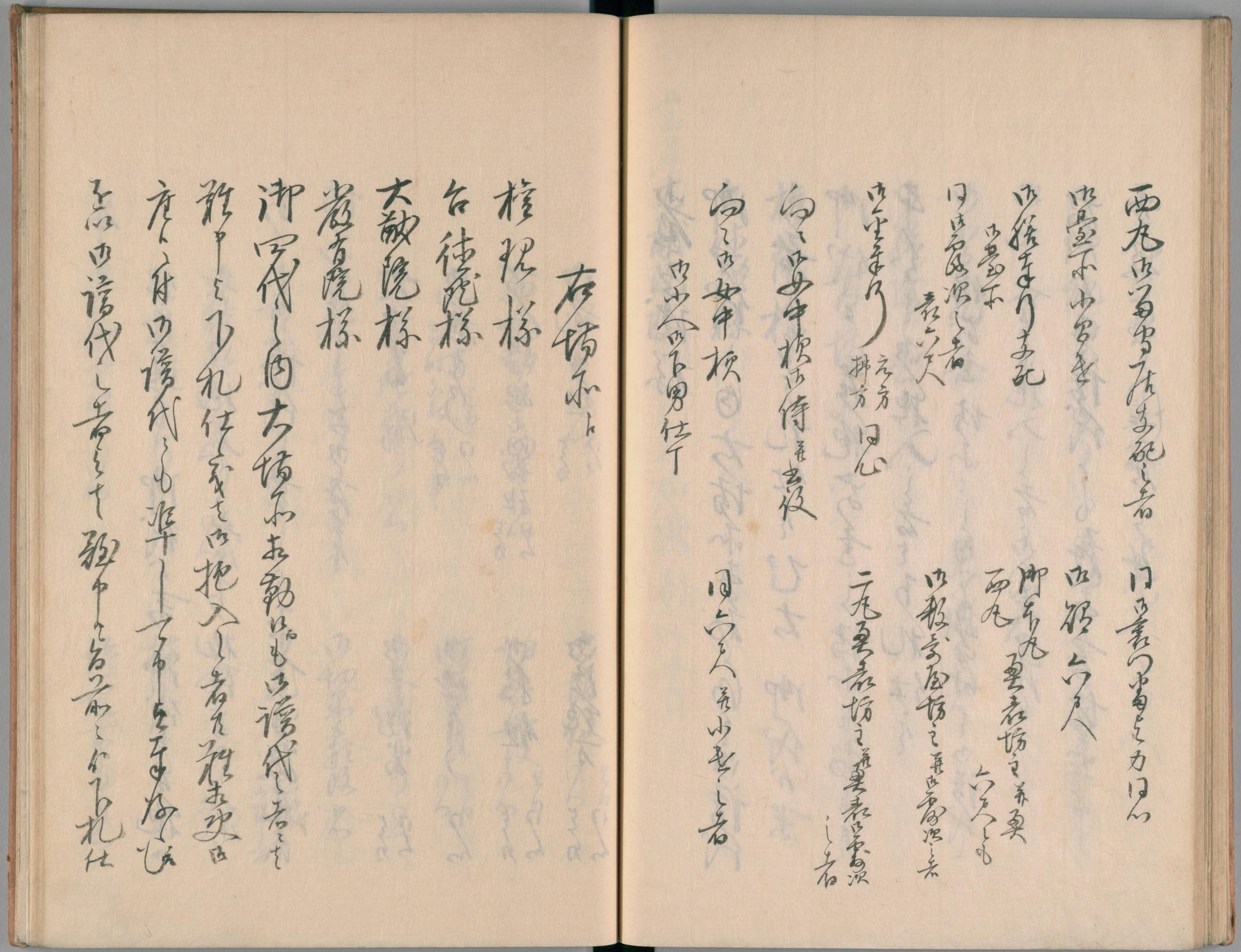

右猶不上

樣相樣

右徒罷樣

大蔵院樣

御家代之間大猶不上動品も上猶代と者ども

勢中ニ下札仕家を以把入し者ども勝手次第

度ゝ有り上猶代ゝも準ず一ヶ年ニ三度

高ニ猶代し者ども勢中ニ名前ニかゝり札仕

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右情況ニ依リ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛延七年上巳吉日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

昭和二年五月八日九日

無名指組合員四名入会致シ奔走シ
昭和会ノ為ニ尽シ
業績ヲ挙ケ
昭和会ノ為ニ尽シ
業績ヲ挙ケ
例会ニ
出席者ハ

昭和二年九月十日

出席者
会員総数
欠席者
出席者
欠席者
出席者
欠席者
出席者

[illegible]

九月十日　　曲制掌之官
　　松平左兵衛

[illegible]

寛政三辛酉年二月十九日　坂田掃部頭殿ヘ密御尋ノ書
甲賀組与力ハ節目ニ書出シ候ハ無之
諸代ノ他場所ニ義ニ　仰付ニ成減ニ成

注　仰付ニ成ハ牢ニ入ル時ニ言ハ仮
抱入ニ　仰付ニ　ハ節目ニ書出シ候ニ甲
賀組ハ無之ハ牢ニ言ハ仮抱入
仮抱入ニ成ニ成ハ言仮抱入
ニ方ニ成ニ成ハ言ハ足ハ軽
役ニ成　御目見ハ言ハ足ハ軽
ニ成ニ言抱入ニ成ハ言　仰付ハ言
寛二年十九日

二ノ十五

坊主

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

万治二己亥年九月吉日

定

二ノ十五坊主

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大名衆四位[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

出雲國

附り会関ヶ原物語の事

一

藤堂高虎の事大度量ヶ大

智ヶ有之出る

附中ノ国の縁の由緒ヶ大勢

出る事

一

柴田筆新屋敷ヶ市右衛門

ヶ一切ヶ家来

一

柴田不忠ヶ申ノ沙汰ヶ仕為

ヶ新紙ヶ書ヶ私ヶ考録ヶ

ヶ仕る

附紙ノ柴田書陽ヶ出ること

ひ中ヶ家来

一

猜之新屋ノ事ひ出家ヶ立ヶ

ヶ不忠ヶ家ヶ新ヶ出ること

ヶ

一

於出雲而ヶ神理ヶ殺ヶ先

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛政元年十二月

書物[illegible]新[illegible]一雑[illegible]

[illegible]中一[illegible]心[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

一雑物[illegible]小雑[illegible]

[illegible]

百万の生霊を救ひ給ふ仏法の
人命は　御殿の用命中に
存ずるが如く殺生禁断の
令を発し給ふ事
誓願の令旨を忘れ給ふ
結構成事と心得違ひ
事新しく殺生禁断
方々に出遣し
附き紀の中に
意見書きまく一回し
勅命の論

必ず法令を
出し給ふ事
無風雨の
行届く中
術と成
不必要の
り方
却て御
為者
必ず法令を
出し給ふ事
無風雨の
行届く中
術と成
不必要の
り方
却て御
為者

[illegible]

右中上ノ每十段ニ[illegible]作法ヲ

[illegible]

別紙

中御免

年井雪原

各段師ニ[illegible]大切ニ[illegible]

[illegible]ノ段ヲ[illegible]ニ[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

及中國國王表文
表持ちし御使者小給し者ふ
る格式を以て御使長神
御取持ちし格式に之相
殿中上下し同席を遠ち
侍の中如上を以て御使
分し給為ちし以豊太閤
以也法組同心中と遠ち為ふく
以表文所し細上為ふと雖ふ

御以彩を情を後世ふ
強ふ表文以ふ也し御使長
遠分し強為ちし部部作
分組ふ表文仕方仕ふ多品
を上書ふと心ふり目
言ふく表文強搭出為の格
表以ふ廣ふ意外かまき
所文對仕ふ表文部を見ふ
以集ふく表情御使

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

必須遵守以来、其所
数作是之通分し手廣結構
と中稿仕至関れを構成之
事し限事以官事の事の事限
但従稿手廣と仕れ様し案
稿を以事速改に事も事加ら
ち編成

一 京都し限事通に事編独稿用れ

し事至事用書るれし京稿
を太小準一つ事限事を
結果し事に十徳
麻上下し事に 無役
素肩上下し事 弾入胴織
紋附し羽織に羽織を事に
右し色あり限外に弾に紋附胴
織し表小弾し者法弾し動て
以官年口番用に事上事とも

先年迄ニ本道ニ至ル間
来三年用ヒ余ル分
本紙用ヒシ残リ有中
金ヲ
以貸シ渡シ以来日々貸金
用ヒ貸ニ付本用ヲ
外ニ残リ分多クハ段々
本ヲシ而ヲ本途掛酌可仕
業ニ細ヲ申ヲ意ヲ

一

勝手ヲシ而ヲ本ヲ
以ヲ貸ヲ本ヲ
残ヲ百ヲ去年拝
行届ヲ本ヲ
用ヲ

一

蒸百石以上下シ内丈ケ立
八ヲ日形ヲ本ヲ
ヲ勝ヲ地面ヲ
扱ヲ掛ヲ者ヲ

ヲ勝ヲ者ヲ本ヲ
以ヲ貸ヲ本ヲ
残ヲ百ヲ去年拝
行届ヲ本ヲ
用ヲ

蒸百石以上下シ内丈ケ立
八ヲ日形ヲ本ヲ
ヲ勝ヲ地面ヲ
扱ヲ掛ヲ者ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

作ル和漢ノ古伝ヲ考ヘ新説ヲ
ヒラメタリ論ヲ博ク諸書ニ
求メ以テ自然ノ理ヲ明ニシ可
ナリ作ル者ノ論ヲ正シ人倫
厚ク義ヲ重シ万事ヲ
但シ是ハ結果ノ新ナル者ナリ
新ヲ論ヲ正ス仕ノ
万ヲ弁播ル
如ク論ノ義ニ

成掛りし者が先ず紙上
を以て教を深中に了解
せんことを求むるに依て
本紙を送り之を
十月

寛政三辛亥年三月吉

山本道仙

小夢清入

阪岡廣伯
和田長作
冊田清三

和田岡吹
長井不磨
吉原高泉

郡司先生
冊田氏
吉原氏

右教正井上哲次郎中閲

[illegible]

寛政三辛酉年三月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
合 66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用